

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の助成要件の緩和

1. 支援の内容

当事業の助成を受けて購入した補聴器が、災害により損傷・紛失したことにより補聴器を買い替える場合は、耐用年数が5年を経過していなくても助成の対象とします。

2. 対象者（要件等）

当事業の助成を受けて購入した補聴器が、災害により損傷・紛失した難聴児

3. 申請に必要なもの

医師の意見書，印鑑，り災証明書（市で確認できる場合は不要）

4. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当 （TEL）084-928-1063 （FAX）084-928-1730

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 支援給付担当
（TEL）084-928-1063 （FAX）084-928-1730